基安化発 0424 第１号
令 和 ５ 年 ４ 月 24 日

都道府県労働局労働基準部長　殿

厚 生 労 働 省 労 働 基 準 局
安全衛生部化学物質対策課長

「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について」の改正について

化学物質（純物質）及び化学物質を含有する製剤その他の物（混合物）に係る表示及び文書交付制度の改善については、平成 18 年 10 月 20 日付け基安化発第 1020001 号「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について」（令和４年５月 31 日最終改正。以下「１号通達」という。）により示しているところであるが、令和５年４月 24 日付けで労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和５年厚生労働省令第 70 号。以下「改正省令」という。）が公布されたことに伴い、下記のとおり改正したので、了知の上、化学物質の譲渡又は提供を行う管内の事業者に対して周知されたい。

記

第１　１号通達の一部改正

別紙１の新旧対照表のとおり改正する。なお、改正後の１号通達は別紙２のとおりである。

第２　改正の概要

改正省令において、成分の含有量がいわゆる営業上の秘密に該当する場合の通知方法を規定したことに伴い、所要の改正を行ったこと。

（別紙１）

平成 18 年 10 月 20 日付け基安化発第 1020001 号「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について」（最終改正　令和５年４月 24 日付け基安化発 0424 第１号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（略） 記 Ⅰ　（略） Ⅱ　化学物質等に係る文書交付制度の改善関係等 第１　文書交付等により通知しなければならない事項 １　（略） ２　成分及びその含有量（法第 57 条の２第１項第２号関係） (1) ～ (3)　（略） (4) 労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 17 条の製造許可物質並びに有機溶剤中毒予防規則(昭和 47 年労働省令第 36 号)、鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 37 号)、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 38 号）及び特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）の対象物質以外の物質であって、成分の含有量が営業上の秘密に該当する場合の含有量の通知の方法については、則第 34 条の２の６第２項の規定によることができること。	（略） 記 Ⅰ　（略） Ⅱ　化学物質等に係る文書交付制度の改善関係等 第１　文書交付等により通知しなければならない事項 １　（略） ２　成分及びその含有量（法第 57 条の２第１項第２号関係） (1) ～ (3)　（略） (4) ア　労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 17 条の製造許可物質並びに有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号)、鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 37 号)、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 38 号）及び特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）の対象物質は、SDS の成分及びその含有量の記載は省略できないこと。また、厚生労働大臣がばく露の濃度基準を定める物質については、SDS の成分の記載は省略できないこと。 イ　アの物質以外の物質であって成分及びその含有量が

	営業上の秘密に該当する場合は、SDS にはその旨を記載の上、成分及びその含有量の記載を省略し、秘密保持契約その他事業者間で合意した方法により、SDS とは別途通知することも可能であること。
３・４　（略）	３・４　（略）
５　貯蔵又は取扱い上の注意（法第 57 条の２第１項第５号関係） （略）	５　貯蔵又は取扱い上の注意（法第 57 条の２第１項第５号関係） （略）
(1)・(2)　（略）	(1)・(2)　（略）
(3)　管理濃度、濃度基準値（則第 577 条の２第２項の厚生労働大臣が定める濃度の基準をいう。）、許容濃度等	(3)　管理濃度、厚生労働大臣が定める濃度の基準、許容濃度等
(4) ～ (6)　（略）	(4) ～ (6)　（略）
６～12　（略）	６～12　（略）
第２　成分の含有量の表記の方法（則第 34 条の２の６関係） 通知対象物であって製品の特性上含有量に幅が生じるもの等については、濃度範囲による記載も可能であること。また、重量パーセント以外の表記による含有量の表記がなされているものについては、重量パーセントへの換算方法を明記していれば重量パーセントによる表記を行ったものと見なすこと。	第２　成分の含有量の表記の方法（則第 34 条の２の６関係） 通知対象物であって製品の特性上含有量に幅が生じるもの等については、濃度範囲による記載も可能であること。なお、含有量を秘匿する目的での濃度範囲による記載を認める趣旨ではなく、営業上の秘密に該当する場合は、第１の２（４）のとおり SDS には記載せず別途通知することが可能であること。また、重量パーセント以外の表記による含有量の表記がなされているものについては、重量パーセントへの換算方法を明記していれば重量パーセントによる表記を行ったものと見なすこと。
第３　（略）	第３　（略）

（別紙２）

基安化発第 1020001 号
平成 18 年 10 月 20 日
基安化発 1216 第１号
改正　平成 22 年 12 月 16 日
基安化発 0725 第１号
改正　令和元年７月 25 日
基安化発 0531 第１号
改正　令和４年５月 31 日
基安化発 0424 第１号
改正　令和５年４月 24 日

都道府県労働局労働基準部長　殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長

労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について

化学物質（純物質）及び化学物質を含有する製剤その他の物（混合物）（以下「化学物質等」という。）に係る表示及び文書交付制度の改善については、平成 18 年 10 月 20 日付け基発第 1020003 号「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行について（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）」及び令和４年５月 31 日付け基発 0531 第９号「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について」等をもって通達されたところであるが、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 57 条の規定に基づく表示及び法第 57 条の２の規定に基づく文書交付等（安全データシート（SDS）等による通知をいう。以下同じ。）の運用に当たっての留意事項は、下記のとおりであるので、円滑な施行に遺漏なきを期されたい。

記

Ⅰ　化学物質等に係る表示制度の改善関係
第１　容器・包装等に表示しなければならない事項

1　名称（法第 57 条第１項第１号イ関係）

(1)　化学物質等の名称を記載すること。ただし、製品名により含有する化学物質等が特定できる場合においては、当該製品名を記載することで足りること。

(2)　化学物質等について、表示される名称と文書交付により通知される名称を一致させること。

2　人体に及ぼす作用（法第 57 条第１項第１号ロ関係）

(1)　「人体に及ぼす作用」は、化学物質等の有害性を示すこと。

(2)　化学品の分類および表示に関する世界調和システム（以下「GHS」という。）に従った分類に基づき決定された危険有害性クラス（可燃性固体等の物理化学的危険性、発がん性、急性毒性等の健康有害性及び水生環境有害性等の環境有害性の種類）及び危険有害性区分（危険有害性の強度）に対して GHS 附属書３又は日本産業規格 Z7253（GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法－ラベル，作業場内の表示及び安全データシート（SDS））（以下「JISZ7253」という。）附属書Ａにより割り当てられた「危険有害性情報」の欄に示されている文言を記載すること。

なお、GHS に従った分類については、日本産業規格 Z7252（GHS に基づく化学品の分類方法）（以下「JISZ7252」という。）及び事業者向け GHS 分類ガイダンスを参考にすること。また、GHS に従った分類結果については、独立行政法人製品評価技術基盤機構が公開している「NITE 化学物質総合情報提供システム（NITE-CHRIP)」（https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop)、厚生労働省が作成し「職場のあんぜんサイト」で公開している「GHS 対応モデルラベル・モデル SDS 情報」（http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx）等を参考にすること。

(3)　混合物において、混合物全体として有害性の分類がなされていない場合には、含有する表示対象物質の純物質としての有害性を、物質ごとに記載することで差し支えないこと。

(4)　GHS に従い分類した結果、危険有害性クラス及び危険有害性区分が決定されない場合は、記載を要しないこと。

3　貯蔵又は取扱い上の注意（法第 57 条第１項第１号ハ関係）

化学物質等のばく露又はその不適切な貯蔵若しくは取扱いから生じる被害を防止するために取るべき措置を記載すること。

4　標章（法第 57 条第１項第２号関係）

(1)　混合物において、混合物全体として危険性又は有害性の分類がなされていない場合には、含有する表示対象物質の純物質としての危険性又は有害性を表す標章を、物質ごとに記載することで差し支えないこと。

(2)　GHS に従い分類した結果、危険有害性クラス及び危険有害性区分が決定されない場合は、記載を要しないこと。

5　表示をする者の氏名（法人にあつては、その名称)、住所及び電話番号（労働安全衛生規則（以下「則」という。）第 33 条第１号関係）

(1)　化学物質等を譲渡し又は提供する者の情報を記載すること。また、当該化学品の国内製造・輸入業者の情報を、当該事業者の了解を得た上で追記しても良いこと。

(2)　緊急連絡電話番号等についても記載することが望ましいこと。

6　注意喚起語（則第 33 条第２号関係）

(1)　GHS に従った分類に基づき、決定された危険有害性クラス及び危険有害性区分に対して GHS 附属書３又は JISZ7253 附属書Ａに割り当てられた「注意喚起語」の欄に示されている文言を記載すること。

なお、GHS に従った分類については、JISZ7252 及び事業者向け分類ガイダンスを参考にすること。また、GHS に従った分類結果については、独立行政法人製品評価技術基盤機構が公開している「NITE 化学物質総合情報提供システム（NITE-CHRIP)」や厚生労働省が作成し「職場のあんぜんサイト」で公開している「GHS 対応モデルラベル・モデル SDS 情報」等を参考にすること。

(2)　混合物において、混合物全体として危険性又は有害性の分類がなされていない場合には、含有する表示対象物質の純物質としての危険性又は有害性を表す注意喚起語を、物質ごとに記載することで差し支えないこと。

(3)　GHS に基づき分類した結果、危険有害性クラス及び危険有害性区分が決定されない場合、記載を要しないこと。

7　安定性及び反応性（則第 33 条第３号関係）

(1)　「安定性及び反応性」は、化学物質等の危険性を示すこと。

(2)　GHS に従った分類に基づき、決定された危険有害性クラス及び危険有害性区分に対して GHS 附属書３又は JISZ7253 附属書Ａに割り当てられた「危険有害性情報」の欄に示されている文言を記載すること。

なお、「GHS に従った分類結果」については、独立行政法人製品評価技術基盤機構が公開している「NITE 化学物質総合情報提供システム（NITE-CHRIP)」、厚生労働省が作成し「職場のあんぜんサイト」で公開

している「GHS 対応モデルラベル・モデル SDS 情報」等を参考にすること。

(3) 混合物において、混合物全体として危険性の分類がなされていない場合には、含有する全ての表示対象物質の純物質としての危険性を、物質ごとに記載することで差し支えないこと。

(4) GHS に従い分類した結果、危険有害性クラス及び危険有害性区分が決定されない場合、記載を要しないこと。

第２　その他

１　GHS に従った分類を行う際に参考とするべき JISZ7252 については、JISZ7252:2019(GHS に基づく化学品の分類方法)(以下「JISZ7252:2019」という。)を用いること。なお、JISZ7252:2019 については日本産業標準調査会のホームページ（http://www.jisc. go.jp/）において検索及び閲覧が可能であること。

２　JISZ7253:2019（GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法－ラベル，作業場内の表示及び安全データシート（SDS））（以下「JISZ7253:2019」という。）に準拠した記載を行えば、労働安全衛生法関係法令において規定する容器・包装等に表示しなければならない事項を満たすこと。なお、JISZ7253:2019 については日本産業標準調査会ホームページにおいて検索及び閲覧が可能であること。

Ⅱ　化学物質等に係る文書交付制度の改善関係等

第１　文書交付等により通知しなければならない事項

１　名称（法第 57 条の２第１項第１号関係）

化学物質等の名称を記載すること。ただし、製品名により含有する化学物質等が特定できる場合においては、当該製品名を記載することで足りること。

２　成分及びその含有量（法第 57 条の２第１項第２号関係）

(1) 法及び政令で通知対象としている物質(以下「通知対象物質」という。)が裾切値以上含有される場合、当該通知対象物質の名称を列記するとともに、その含有量についても記載すること。

(2) ケミカルアブストラクトサービス登録番号（CAS 番号）及び別名についても記載することが望ましいこと。

(3) (1) 以外の化学物質の成分の名称及びその含有量についても、本項目に記載することが望ましいこと。

(4) 労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 17 条の製造許

可物質並びに有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号)、鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 37 号)、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 38 号）及び特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）の対象物質以外の物質であって、成分の含有量が営業上の秘密に該当する場合の含有量の通知の方法については、則第 34 条の２の６第２項の規定によることができること。

３　物理的及び化学的性質（法第 57 条の２第１項第３号関係）

(1)　JISZ7253 の付属書Ｅを参考として、次の項目に係る情報について記載すること。

ア　物理状態
イ　色
ウ　臭い
エ　融点・凝固点
オ　沸点又は初留点及び沸点範囲
カ　可燃性
キ　爆発下限界及び上限界／可燃限界
ク　引火点
ケ　自然発火点
コ　分解温度
サ　pH
シ　動粘性率
ス　溶解度
セ　n-オクタノール／水分配係数（log 値）
ソ　蒸気圧
タ　密度及び／又は相対密度
チ　相対ガス密度
ツ　粒子特性

(2)　次の項目に係る情報について記載することが望ましいこと。

ア　放射性
イ　かさ密度
ウ　燃焼継続性

(3)　上記以外の項目についても、当該化学物質等の安全な使用に関係するその他のデータを示すことが望ましいこと。

(4)　測定方法についても記載することが望ましいこと。

(5)　混合物において、混合物全体として危険性の試験がなされていない場合には、含有する通知対象物質の純物質としての情報を、物質ごとに記

載することで差し支えないこと。

4　人体に及ぼす作用（法第 57 条の２第１項第４号関係）

(1)「人体に及ぼす作用」は、化学物質等の有害性を示すこと。

(2) 取扱者が化学物質等に接触した場合に生じる健康への影響について、簡明かつ包括的な説明を記載すること。なお、以下の項目に係る情報を記載すること。

ア　急性毒性

イ　皮膚腐食性・刺激性

ウ　眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性

エ　呼吸器感作性又は皮膚感作性

オ　生殖細胞変異原性

カ　発がん性

キ　生殖毒性

ク　特定標的臓器毒性―単回ばく露

ケ　特定標的臓器毒性―反復ばく露

コ　誤えん有害性

(3) ばく露直後の影響と遅発性の影響とをばく露経路ごとに区別し、毒性の数値的尺度を含めることが望ましいこと。

(4) 混合物において、混合物全体として有害性の試験がなされていない場合には、含有する通知対象物質の純物質としての有害性を、物質ごとに記載することで差し支えないこと。

(5) GHS に従い分類した結果、分類の判断を行うのに十分な情報が得られなかった場合（以下「分類できない」という。）又は、常態が液体や気体のものについては固体に関する危険有害性クラスの区分が付かないなど分類の対象とならない場合及び分類を行うのに十分な情報が得られているものの、分類を行った結果、GHS で規定する危険有害性クラスにおいていずれの危険有害性区分にも該当しない場合（発がん性など証拠の確からしさで分類する危険有害性クラスにおいて、専門家による総合的な判断から当該毒性を持たないと判断される場合、又は得られた証拠が区分するには不十分な場合を含む。以下「区分に該当しない」という。）のいずれかに該当することにより、危険有害性クラス及び危険有害性区分が決定されない場合は、GHS では当該危険有害性クラスの情報は、必ずしも記載は要しないとされているが、「分類できない」、「区分に該当しない」の旨を記載することが望ましい。

なお、記載にあたっては、事業者向け GHS 分類ガイダンスを参考にすること。

5　貯蔵又は取扱い上の注意（法第 57 条の２第１項第５号関係）

次の事項を記載すること。このうち、(5)については、想定される用途での使用において吸入又は皮膚や眼との接触を保護具で防止することを想定した場合に必要とされる保護具の種類を必ず記載すること。

(1)　適切な保管条件、避けるべき保管条件等

(2)　混合接触させてはならない化学物質等（混触禁止物質）との分離を含めた取扱い上の注意

(3)　管理濃度、濃度基準値（則第 577 条の２第２項の厚生労働大臣が定める濃度の基準をいう。）、許容濃度等

(4)　密閉装置、局所排気装置等の設備対策

(5)　保護具の使用

(6)　廃棄上の注意及び輸送上の注意

6　流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置（法第 57 条の２第１項第６号関係）

次の事項を記載すること。

(1)　吸入した場合、皮膚に付着した場合、眼に入った場合又は飲み込んだ場合に取るべき措置等

(2)　火災の際に使用するのに適切な消火剤又は使用してはならない消火剤

(3)　事故が発生した際の退避措置、立ち入り禁止措置、保護具の使用等

(4)　漏出した化学物質等に係る回収、中和、封じ込め及び浄化の方法並びに使用する機材

7　通知を行う者の氏名（法人にあつては、その名称）、住所及び電話番号（則第 34 条の２の４第１号関係）

(1)　化学物質等を譲渡し又は提供する者の情報を記載すること。なお、当該化学品の国内製造・輸入業者の情報を、当該事業者の了解を得た上で追記しても良いこと。

(2)　緊急連絡電話番号、ファックス番号及び電子メールアドレスも記載することが望ましいこと。

8　危険性又は有害性の要約（則第 34 条の２の４第２号関係）

(1)　GHS に従った分類に基づき決定された危険有害性クラス、危険有害性区分、絵表示、注意喚起語、危険有害性情報及び注意書きに対して GHS 附属書３又は JISZ7253 附属書Ａにより割り当てられた絵表示と文言を記載すること。

なお、GHS に従った分類については、JISZ7252 及び事業者向け GHS 分類ガイダンスを参考にすること。また、GHS に従った分類結果について

は、独立行政法人製品評価技術基盤機構が公開している「NITE 化学物質総合情報提供システム（NITE-CHRIP)」、厚生労働省が作成し「職場のあんぜんサイト」で公開している「GHS 対応モデルラベル・モデル SDS 情報」等を参考にすること。

(2) 混合物において、混合物全体として危険性又は有害性の分類がなされていない場合には、含有する通知対象物質の純物質としての危険性又は有害性を、物質ごとに記載することで差し支えないこと。

(3) GHS に従い分類した結果、「分類できない」又は「区分に該当しない」のいずれかに該当することにより、危険有害性クラス及び危険有害性区分が決定されない場合は、GHS では当該危険有害性クラスの情報は、必ずしも記載を要しないとされているが、「分類できない」、「区分に該当しない」の旨を記載することが望ましい。

なお、記載にあたっては、事業者向け GHS 分類ガイダンスを参考にすること。

(4) 標章は白黒の図で記載しても差し支えないこと。また、標章を構成する画像要素（シンボル）の名称（「炎」、「どくろ」等）をもって当該標章に代えても差し支えないこと。

(5) 粉じん爆発危険性等の危険性又は有害性についても記載することが望ましいこと。

9 安定性及び反応性（則第 34 条の２の４第３号関係）

次の事項を記載すること。

(1) 避けるべき条件（静電放電、衝撃、振動等）

(2) 混触危険物質

(3) 通常発生する一酸化炭素、二酸化炭素及び水以外の予想される危険有害な分解生成物

10 想定される用途及び当該用途における使用上の注意（則第 34 条の２の４第４号関係）

JISZ7253：2019 附属書D「D．２項目１－化学品及び会社情報」の項目において記載が望ましいとされている化学品の推奨用途及び使用上の制限に相当する内容を記載すること。

11 適用される法令（則第 34 条の２の４第４号（令和６年４月１日以降は第５号）関係）

化学物質等に適用される法令の名称を記載するとともに、当該法令に基づく規制に関する情報を記載すること。

12 その他参考となる事項（則第 34 条の２の４第５号（令和６年４月１日以降は第６号）関係）

(1)　SDS 等を作成する際に参考とした出典を記載することが望ましいこと。
(2)　環境影響情報については、本項目に記載することが望ましいこと。

第２　成分の含有量の表記の方法（則第 34 条の２の６関係）

通知対象物であって製品の特性上含有量に幅が生じるもの等については、濃度範囲による記載も可能であること。また、重量パーセント以外の表記による含有量の表記がなされているものについては、重量パーセントへの換算方法を明記していれば重量パーセントによる表記を行ったものと見なすこと。

第３　その他

１　JISZ7253：2019 に準拠した記載を行えば、労働安全衛生法関係法令に規定する文書交付等により通知しなければならない事項を満たすこと。なお、JISZ7253：2019 については、日本産業標準調査会のホームページにおいて検索及び閲覧が可能であること。

２　事業者向け GHS 分類ガイダンスは経済産業省のホームページ（https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_tool_01GHSmanual.html）で閲覧が可能であること。

３　表示及び SDS の記載にあたっては、邦文で記載するものとする。また、事業場内においては、当該物質を取り扱う労働者に記載内容について周知するものとする。なお、取り扱う労働者が理解できる言語で表示及び SDS を記載することが望ましいこと。

４　SDS の記載に当たっては、事業者団体が記載例を公表している場合には、当該記載例も参考にすることが望ましいこと。

基安化発 0424 第２号
令 和 ５ 年 ４ 月 24 日

別紙関係事業者団体の長　殿

厚 生 労 働 省 労 働 基 準 局
安全衛生部化学物質対策課長

「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について」の改正について

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法に基づく化学物質等の表示及び文書交付制度については、平成 18 年 10 月 20 日付け基安化発第 1020001 号「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について」（令和４年５月 31 日最終改正。以下「１号通達」という。）により示しているところですが、令和５年４月 24 日付けで労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和５年厚生労働省令第 70 号）が公布されたことに伴い、１号通達を改正し、別添のとおり都道府県労働局労働基準部長あて指示しております。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただき、傘下会員、事業場等に対する周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

（別紙）

一般社団法人日本化学工業協会
一般社団法人日本化学品輸出入協会
化成品工業協会
農薬工業会
日本製薬団体連合会
日本製薬工業協会

沖労基発 0609 第１号
令和５年６月９日

別記の団体の長　殿

沖縄労働局
労働基準部長
（公印省略）

「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について」の改正について

平素より労働行政の運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、別添のとおり省令が改正され、それに伴い通達も改正されて、令和５年４月２４日付けで発出しております。

貴団体におかれましては、化学物質の譲渡又は提供を行う会員事業場等に対し、その周知を図っていただきますとともに、各事業場において周知されますよう特段のご配慮をお願いいたします。

○別添　　令和５年４月２４日付け基安化発 0424 第１号『「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について」の改正について』

（担当）沖縄労働局　労働基準部　健康安全課
労働衛生専門官　大村
電話０９８－８６８－４４０２

別記

一般社団法人沖縄県労働基準協会
建設業労働災害防止協会　沖縄県支部
港湾貨物運送事業労働災害防止協会　沖縄総支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会　沖縄県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会　沖縄県支部
一般社団法人日本クレーン協会　沖縄県支部
一般社団法人日本クレーン協会　沖縄検査事務所
一般社団法人日本ボイラ協会　沖縄支部
一般社団法人日本ボイラ協会　沖縄検査事務所
一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会　沖縄支部
沖縄経済同友会
沖縄県商工会議所連合会
沖縄県商工会連合会
一般社団法人沖縄県経営者協会
沖縄県中小企業団体中央会
沖縄県中小企業家同友会
沖縄県社会保険労務士会
公益社団法人沖縄県工業連合会